

所 属	健康福祉部 地域福祉国保課
担当(係)名	社会援護担当 内線 2647

新 雇用と住居を失った方への住宅手当の支給

- 1 事業費 45,240 (0 → 45,240)
- 【財源内訳】 【主な使途】
- 国庫 45,240 扶助費 45,240 (住宅手当)

2 背景・現状

現下の厳しい雇用失業情勢の中、解雇や派遣労働者の雇い止め等により、住居を喪失し、その後の生活維持が困難である離職者に対しては、その状況に応じて失業等給付、就職安定資金融資等の雇用施策や、住居手当・生活福祉資金貸付事業、生活保護などの公的な給付・貸付により支援を行うこととなっている。

3 事業目的

就労するためには、住民票や金融機関の口座などが必要となる場合が多く、これらを揃えるためには安定した住居が必要であること、アパート等の家賃は毎月発生する固定的経費であることから、離職者が就職活動を安心して行うことができるよう支援を行う。

4 事業概要

2年以内に離職し、就労能力と就労意欲のある者のうち、住居を喪失している(喪失するおそれのある)者に住宅手当を支給する。

なお、当該予算措置は、県内町村における支給対象分である。

住居手当緊急特別措置事業

- 支給額 29,000円以内/月
(生活保護の住宅扶助特別基準額に準拠)
- 支給期間 6か月
- 事業実施主体 県(給付窓口は福祉事務所)
- 事業開始時期 平成21年10月(予定)

(款) 3 民生費 (項) 2 生活保護費 (目) (1) 生活保護費
(明細書事業名) ○生活等扶助費
住宅手当緊急特別措置事業費